

香川高等専門学校教務委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教育課程の編成及び改廃に関する事。
- 二 授業時間の編成に関する事。
- 三 学生の履修に関する事。
- 四 学業成績の評価等に関する事。
- 五 教務に係る学校行事に関する事。
- 六 教育の改善に関する事。
- 七 その他教務に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、高松キャンパス及び詫間キャンパス（以下「各キャンパス」という。）の次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務副主事
- 三 一般教育科長及び各学科長
- 四 学務課長，学生課長
- 五 その他，委員長が必要と認めた教員

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き，校長が指名する前条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(教務小委員会)

第 5 条 各キャンパスに教務小委員会を置く。

- 2 教務小委員会は，本科における次の各号に掲げる事項について協議し，実施する。
 - 一 教育課程の編成及び改廃に関する事。

- 二 授業時間の編成に関する事。
 - 三 学生の履修に関する事。
 - 四 学業成績の評価等に関する事。
 - 五 教務に係る学校行事に関する事。
 - 六 教育の改善に関する事。
 - 七 その他教務に関する事。
- 3 教務小委員会は、各キャンパスの次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- 一 教務主事
 - 二 教務副主事
 - 三 教務主事補
 - 四 一般教育科長及び各学科長
 - 五 学務課長，学生課長
- 4 教務小委員会に委員長を置き、各キャンパスの教務主事をもって充てる。
- 5 教務小委員会は、必要に応じその協議、実施した内容を委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があるときは委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、委員長が所属するキャンパスの学務課又は学生課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、教務小委員会の運営に関し必要な事項は、各キャンパスの教務主事が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。